

新旧对照表

現 行	改 定	主な変更・追加等
広島市週休2日工事（建築・設備工事）の試行について Q&A 目次 (省略) Q1 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。 A1 原則として土・日曜日を現場閉所（休日）とします。ただし、工事の進行や関連工事及び施設管理者との調整上止むを得ず作業を行う必要があれば、振替を行うことも可能です。 Q2～8 (省略) Q9 どのような場合に請負代金額の変更対象となるのか。 A9 月単位の週休2日の実施を希望し、<u>全ての月単位で4週8休以上</u>を達成できた場合又は、<u>通期の4週8休以上</u>を達成できなかった場合、請負代金額の変更対象とします。（「広島市週休2日工事試行要領（建築・設備工事）」第6条及び第7条） Q10 どのような場合に請負代金額の変更対象となるのか。 A10 対象期間において週休2日<u>（通期の週休2日又は月単位の週休2日）</u>を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び工事担当課長の評価項目である「工程管理」の項目で評価します。	広島市週休2日工事（建築・設備工事）の試行について Q&A 目次 (省略) Q1 必ず土<u>曜日及び</u>日曜日に休まないといけないのか。 A1 原則として土<u>曜日及び</u>日曜日を現場閉所（休日）とします。ただし、工事の進行や関連工事及び施設管理者との調整上止むを得ず作業を行う必要があれば、振替を行うことも可能です。 Q2～8 (省略) Q9 どのような場合に請負代金額の変更対象となるのか。 A9 <u>完全週休2日又は</u>月単位の週休2日の実施を希望し、達成できた場合又は、<u>月単位の週休2日（発注者指定型）</u>を達成できなかった場合、請負代金額の変更対象とします。（「広島市週休2日工事試行要領（建築・設備工事）」第6条及び第7条） Q10 どのような場合に請負代金額の変更対象となるのか。 A10 対象期間において週休2日_____を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び工事担当課長の評価項目である「工程管理」の項目で評価します。）	完全週休2日を追加

現 行	改 定	主な変更・追加等
Q11 週休2日が達成できなかった場合に工事成績評定でのペナルティはあるのか。 A11 週休2日 <u>(通期の週休2日又は月単位の週休2日)</u> が達成できなかった場合に工事成績評定での減点等のペナルティはありません。 Q12 (省略) Q13 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費について補正を行うこととしているが、これらの経費について建築・設備工事では補正を行わない理由は何か。 A13 建築・設備工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期(T)に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日(現場閉所(現場休息))を前提とした工期で設定するため補正は必要ありません。ただし、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表による設備工事については、<u>機械経費(賃料)</u>、共通仮設費及び現場管理費についても補正します。 Q14～21 (省略) Q22 請負代金額の変更を行う前には、事務処理にある程度の期間が必要である。<u>通期</u>の週休2日又は月単位の週休2日を達成した(する)と判断する時期についてはいつごろを想定しているか。	Q11 週休2日が達成できなかった場合に工事成績評定でのペナルティはあるのか。 A11 週休2日 _____ が達成できなかった場合に工事成績評定での減点等のペナルティはありません。 Q12 (省略) Q13 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費について補正を行うこととしているが、これらの経費について建築・設備工事では補正を行わない理由は何か。 A13 建築・設備工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期(T)に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日(現場閉所(現場休息))を前提とした工期で設定するため補正は必要ありません。ただし、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表による設備工事については、_____ 共通仮設費及び現場管理費についても補正します。 Q14～21 (省略) Q22 請負代金額の変更を行う前には、事務処理にある程度の期間が必要である。<u>完全</u>週休2日又は月単位の週休2日を達成した(する)と判断する時期についてはいつごろを想定しているか。	
Q23 (省略)	Q23 (省略)	

現 行	改 定	主な変更・追加等
Q24 要領に定めのない事項が発生した場合、どのように対応すればいいのか。 A24 「広島市週休2日工事試行要領」の第11条に記載の通り、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めます。	Q24 要領に定めのない事項が発生した場合、どのように対応すればいいのか。 A24 「広島市週休2日工事試行要領」の第10条に記載の通り、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めます。	
Q25 改修工事の場合、適正工期をどのように設定すればよいか。 A25 新築・増築工事と同様に、準備期間と後片付け期間を見込んだ工期設定を考慮してください。また、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（平成30年2月中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）を適宜参考としてください。 Q26 (省略)	Q25 改修工事の場合、適正工期をどのように設定すればよいか。 A25 新築及び増築工事と同様に、準備期間と後片付け期間を見込んだ工期設定を考慮してください。また、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（令和7年7月中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）を適宜参考としてください。 Q26 (省略)	
Q27 通期の週休2日が達成できなかった場合又は、月単位の週休2日を達成した場合の請負代金額の変更を増減処理としてよいか。 A27 軽微な設計変更（請負代金額の変更に至らない場合）として取り扱うことができます（平成22年6月11日付建築・設備工事担当課長あて事務連絡に該当する場合）。	Q27 月単位の週休2日（発注者指定型）が達成できなかった場合又は、完全週休2日又は月単位の週休2日を達成した場合の請負代金額の変更を増減処理としてよいか。 A27 軽微な設計変更（請負代金額の変更に至らない場合）として取り扱うことができます（平成22年6月11日付建築・設備工事担当課長あて事務連絡に該当する場合）。	
Q28 見積書を基に予定価格を作成している工事について、通期の週休2日が達成できなかった時の請負代金額の変更はどのように行うのか。 A28 見積書を基に予定価格を作成している工事（エレベーター設備工事など）については、請負代金額の変更の対象外とします。 Q29～34 (省略)	Q28 見積書を基に予定価格を作成している工事について、発注者が指定した週休2日を達成できなかった時の請負代金額の変更はどのように行うのか。 A28 見積書を基に予定価格を作成している工事（エレベーター設備工事など）については、請負代金額の変更の対象外とします。 Q29～34 (省略)	

現 行	改 定	主な変更・追加等
Q35 受注者から、月単位の週休２日の実施の希望がなかったが、工事完了時に月単位の週休２日が達成できていることが確認できた。補正率を変更し、請負代金額の変更を行ってもよい。 A35 工事着手日までに、月単位の週休２日の実施の希望を発注者に書面にて提出していない場合は、請負代金額の変更対象にはなりません。	Q35 受注者から、<u>完全週休２日又は</u>月単位の週休２日の実施の希望がなかったが、工事完了時に<u>完全週休２日又は</u>月単位の週休２日が達成できていることが確認できた。補正率を変更し、請負代金額の変更を行ってもよい。 A35 工事着手日までに、<u>完全週休２日又は</u>月単位の週休２日の実施の希望を発注者に書面にて提出していない場合は、請負代金額の変更対象にはなりません。 <u>Q36 既存建物の改修を含む増築工事においても月単位の週休２日を必須とするのか。</u> <u>A36 原則は、月単位の週休２日を必須としてください。ただし、休館日等に現場施工が必要で月単位の週休２日の取組により適正工期が確保できない恐れがある場合は、通期の週休２日を必須として発注することも可能です。既存建物の改修規模なども考慮し、適切に判断してください。</u> <u>Q37 明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、どのように対応したらよいのか。</u> <u>A37 明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られない場合は、受注者への聞き取りを実施し、その結果は技術管理課へ報告してください。なお、聞き取り内容は、当該工事の内容や状況により事前に技術管理課と協議を行ってください。</u>	